

障害者虐待防止法が1日に施行された。これに先立ち警察庁は9月5日、都道府県警察や関係機関などに対し、障害者虐待を認知した場合や市町村から援助依頼があった場合の留意点を示し、適切に対応するよう通達した。通達は厚生労働省と協議済みで、厚労省も9月10日、都道府県などの障害福祉主管課に連絡した。

同法は、障害者への虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、養護者に支援措置を講じることを定めたもの。議員立法で上程され、昨年6月17日に成立した。

同法が規定する虐待は、①養護者、②福祉施設従事者等、③使用者（職場の雇用主や経営担当者など）によるもの。類型は、暴行や拘束をする「身体的虐待」、わいせつ行為をする「性的虐待」、暴言や拒絶的な対応をする「心理的虐待」、長時間放置する「ネグレクト」、不当に財産を処分し利益を得る「経済的虐待」とした。

また、事業主には労働者への研修を行ったり苦情処理体制を整備したりすることを、虐待の発見者には市町村に通報することをそれぞれ義務付けた。

警察庁の通達は、こうした概要を説明するとともに、警察安全相談や捜査などで虐待を認知した場合は、速やかに市町村に通報するよう求めた。被害者

が自身を障害者だと認識していなくても、外見や言動などから警察官が障害があると判断した場合は通報するとした。

また、虐待行為があったと明確に裏付けできない場合や、加害者が養護者などに該当するか判断できない場合、精神障害に起因する被害妄想が疑われる場合も、早期発見・対応の観点から通報の対象にするとした。

虐待への対応に緊急性を要する場合は、できるだけ速やかに暴行・傷害・殺人未遂などの罪名を適用して、関係者の事情聴取や取り調べを行い、死亡など事態が深刻化する前に障害者を救出・保護するよう求めた。

一方、市町村長から立ち入り調査への援助依頼があった場合には、調査業務そのものを補助するのではなく、緊急時を除いて市町村長と事前協議し、役割分担、方法などを検討した上で援助するよう要請した。

このほか通達では、生活安全部門、刑事部門、地域部門など警察内で密接に連携することや、市町村や都道府県、障害者団体、民生委員などとの連携を強化することも求めた。

（福祉新聞・2593号 2012年10月1日）